

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第5号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
知事の事務部局	略		知事の事務部局	略	
	知事公室長 <u>防災局長</u>	2種		局長（出納局長を除く。） 知事公室長	2種
	略 政策調整監 <u>観光交流局長</u> 会計管理者 略	3種		略 政策調整監 会計管理者 略	3種
	略 <u>県税事務所長</u>	4種		略 <u>東讃県税事務所長</u> <u>中讃県税事務所長</u> 略	4種
	略 小豆総合事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。） 西讃保健福祉事務所長 略	5種		略 小豆総合事務所次長（人事委員会の認めるものに限る。） <u>西讃県税事務所長</u> 環境保健研究センター所長 西讃保健福祉事務所長 略	5種
	略 政策主幹	6種		略 政策主幹 <u>防災指導監</u>	6種

医療主幹 組合検査主幹 家畜防疫主幹 検査主幹 会計検査主幹 主幹	
略 県税事務所部長	
略	
	7種
川部みどり園次長	
略	
略	

略	
教育委員会の事務部局	略
	略 主幹 教育センター次長
	6種
	県立学校事務部長（人事委員会の認めるものに限る。）
	7種
	県立学校事務部長（人事委員会の認めるものに限る。）
	9種

医療主幹 組合検査主幹	
検査主幹	
主幹（人事委員会の認めるものに限る。）	
略 東讃県税事務所次長 中讃県税事務所次長	
略	
主幹（人事委員会の認めるものに限る。）	
川部みどり園次長	
略	
略	
	7種

略	
教育委員会の事務部局	略
	略 主幹
	6種
	坂出高等学校事務部長 丸亀高等学校事務部長
	7種
	志度高等学校事務部長 三木高等学校事務部長 高松高等学校事務部長 高松工芸高等学校事務部長 高松南高等学校事務部長 高松西高等学校事務部長 高松北高等学校事務部長 高松桜井高等学校事務部長 善通寺第一高等学校事務部長 多度津工業高等学校事務部長 笠田高等学校事務部長
	9種

略		
労働委員会の事務部局	略	略
収用委員会の事務部局	事務局長	6種
警察の事務部局	略	5種
	略 公安委員会補佐官 取調べ監督室長 文書室長	
	略	
	略	

別表第2（第2条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
略		
7級	略	66,800円
	6種	
略		

2～4 略

5 略

	観音寺第一高等学校事務部長 盲学校事務部長 香川中部養護学校事務部長	
略		
労働委員会の事務部局	略	略
警察の事務部局	略	5種
	略 公安委員会補佐官 文書室長 略	
	略	
	略	

別表第2（第2条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
略		
7級	略	66,800円
	6種	
	7種	
略		

2～4 略

5 医療職給料表(三)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6級	7種	56,300円

6 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。